

被 処 分 者	認 定 証 番 号	茨城県公安委員会 認定第701号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	有限会社アーバン代行
	主たる営業所が所在する市町村	茨城県常陸太田市
処 分 年 月 日		令和3年5月13日
処 分 内 容		指 示
処 分 理 由		公安委員会に提出しなければならない変更届出書を提出しておらず、変更届出義務に違反したため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項及び第22条第1項 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第3条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第8条
処分を行った公安委員会		茨城県公安委員会